

政治家を目指しているAは、日本の将来について熱く論じる文章P（約1万字）を創作し、これを通勤客であふれる早朝の駅前広場で披露したところ、予想以上の喝采を浴びた。これに気を良くしたAは、この様子を撮影した映像に自ら編集を加えて動画Qを作成し、これを自己のウェブサイトに掲載したところ、空前の再生数を記録し、マスメディアにも取り上げられるなど大きな注目を集めた。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

【設問1】

日頃から旬の話題を広く紹介している個人ブロガーBは、最新の投稿において、Aの熱弁を収めた動画Qが大きな注目を集めていることを紹介し、その中で、文章P全体を分かりやすく1000字程度に要約した文章P'を掲載するとともに、その内容を批判する3000字程度の文章を添えた。これを見て憤慨したAは、Bに対し、文章Pに係る著作権の侵害を理由として、文章P'の削除を請求した。

Aはどのような主張をすべきか。これに対するBの反論として、どのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

〔設問2〕

人気プログラマーCは、インターネット上の動画ファイルを視聴するとその映像が変容して表示される再生ソフトRを開発し、これを無料でダウンロードできるように自己のウェブサイトで公開している。ある日、Cは、再生ソフトRを用いて動画Qを視聴すると、その映像が実に滑稽な様子にゆがんで表示されることに気づき、自己のウェブサイトにおいて、「みんなこの再生ソフトRでAのウェブサイトにある動画Qをしてみる」と書き込んだ。すると、これを見た多くの人が再生ソフトRを用いてAのウェブサイト上の動画Qを視聴した結果、Aはすっかり笑いものになってしまった。

Aは、動画Qに係る著作権者人格権に基づいて、Cに対し、どのような請求をすることが考えられるか。その妥当性についても論じなさい。

【設問1】

■ 著作権者Aの主張

◆ Bのブログに掲載された要約文P'は、文章Pが複製又は翻案されたものである。

● Aは、公衆送信権（23条1項）（要約文P'が翻案である場合は、要約文P'について28条により原著作者が取得する公衆送信権）に基づく差止請求（Bのブログから要約文P'を削除せよとの請求）（112条1項）をすべきである。

■ ブロガーBの反論

◆ 要約文P'から文章Pの表現の本質的特徴を直接感得できないので、要約文P'は、複製されたものでも翻案されたものでもない、新規別個の著作物である。

➤ 要約文P'から文章Pの表現の本質的特徴を直接感得することができ、かつ要約する際に新たな創作性が付加されていないのであれば、要約文P'は文章Pの複製物となる。新たな創作性が付加されているのであれば、要約文P'は、文章Pが翻案された二次的著作物の複製物となる。

【設問1】 - ブロガーBの反論の続き

◆時事の事件の報道のための利用の抗弁（41条）

- 「時事の事件」は、報道する必要性が高い最近（現在と時間的に近接した時点）の出来事を意味する。
- 世間の文章Pへの強い関心に鑑みると、駅前演説から比較的近い日の報道であれば「時事」に該当する。その場合、文章Pは、時事の事件を構成する著作物に該当する。
- しかしながら、批判の目的で1000字もの大容量の要約文で報道するのは、「報道の目的上正当な範囲内」とは言えない。よって、時事の事件の報道のための利用の抗弁は成立しないと考える。

41条

「写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。」

令和7年司法試験（著作権法 - 知的財産法第2問）

【設問1】 - ブLOGGER-Bの反論の続き

◆政治上の演説利用の抗弁（40条1項）

- Aが政治家を目指すことが確定的であるのであれば、政治上の演説を社会に周知させることにより民主主義に貢献するという40条1項の趣旨に合致するため、文章Pの演説は40条1項の「政治上の演説」に該当すると考える。
- 演説文P単独の利用は「同一の著作者のものを編集して利用」には該当しない。
- 40条1項が適用される場合、著作物を「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」。したがって、要約又は翻案して利用することが可能である。
- したがって、40条1項が適用される場合、分かりやすく1000字程度にまとめた要約文P'の形で利用するのは合法である。

40条1項

「公開して行われた政治上の演説又は陳述並びに裁判手続及び行政審判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続をいう。第四十一条の二において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」

【設問1】 - ブロガーBの反論の続き

◆引用の抗弁（32条1項）

●適法引用の要件

① 引用元の著作物が公表されていること

② 「引用」に該当すること

③ 公正な慣行に合致すること

④ 引用の目的上正当な範囲内で行なわれること

●「引用」に該当するためには、明瞭区分性と主従関係が要求されると考える（パロディ・モンタージュ写真事件最高裁判決）。

●文章Pは、不特定人である通勤客に提示されることにより、公表された著作物である（4条1項）。

●1000字程の要約文P'を引用して3000字程の明瞭区分された文章で批判することは、主従関係を充足し、また引用の目的上正当な範囲内で行われる引用形態であると考えられる。

●公正な慣行に反する事由は見受けられない。

【設問1】 - ブロガーBの反論の続き

◆要約引用は、公正な慣行に合致するか？

- 引用元著作物において引用したい記述が長文である場合、あるいは引用元著作物において引用したい記述が細切れである場合は、引用元著作物の趣旨に忠実である限り、要約引用は公正な慣行に合致すると考える。
- しかしながら、47条の6第1項2号は、32条1項に基づく著作物の利用形態として翻訳を規定しているものの、翻案は規定していない。翻案がなされると、引用著作物の趣旨から乖離することになる。
- そのため、要約文P'を作成する過程で新たな創作性を付加することは、32条1項により許される利用形態ではないと考える。

➤ よって、要約文P'を作成する過程で新たな創作性を付加されていなかった場合のみ、引用の抗弁が成立する。

【設問2】

- 動画Qは、文章Pの二次的著作物（2条1項11号）である。
- Aは、動画Qの著作権に加えて著作者人格権を原始取得する（17条）。
- 動画Qの著作者Aは、著作者人格権侵害に基づき、損害賠償請求（民法709条）、再生ソフトR及び本件書込み（再生ソフトRの動画Q視聴への適用を勧奨する書込み）の送信可能化停止を求める差止請求（112条1項）、侵害予防措置として再生ソフトR廃棄の請求（112条2項）、及び名誉回復措置（謝罪広告）の請求（115条）をすることが考えられる。
- 侵害された著作者人格権として、同一性保持権（20条1項）が考えられる。
- また、みなし著作者人格権侵害（113条11行）の成立も考えられる。
- プログラマーCは、著作者人格権の侵害者（侵害主体）か？
- 自らは直接的に侵害行為を行っていない者でも、他の者を手足として侵害行為を行っていると評価できる場合がある（ときめきメモリアル事件最高裁判決）。
- プログラマーCが、再生ソフトRを公衆に提供すると共に、動画Qを特定した上、積極的に、その視聴に再生ソフトRを使用するよう利用者を誘導していることに鑑みると、プログラマーCは、再生ソフトRの利用者を手足として著作者人格権を侵害していると評価することができる。

【設問2】の続き

- 動画Qの映像を滑稽な様子に歪めることは、著作者Aの意に反した改変（20条1項）であり、かつ20条2項4号で免責されない改変に該当する。
- よって、同一性保持権侵害が成立する。

- 「著作者の名誉又は声望を害する方法」（113条11項）に該当するか否かは、著作者の主観的な感情が害されたか否かではなく、社会的評価としての名誉又は声望が害されたか否かにより判断される。
- Aを世間の笑いものにする態様での動画Qの改変は、動画Q著作者の社会的評価としての名誉を毀損するものであるから、「著作者の名誉又は声望を害する方法」での改変と言える。
- よって、113条11項のみなし著作者人格権侵害が成立する。

113条11項

「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。」

【設問2】の続き

- 同一のウェブサイト（プログラマーCのウェブサイト）で、映像の変容（改変）に利用されるための再生ソフトRの配信と、再生ソフトRの動画Q視聴への適用の勧奨（「みんなこの再生ソフトでAのウェブサイトにある動画Qをみる」との本件書込み）とがなされている。これらの行為は、一体として、著作者人格権侵害を構成する行為である。
- したがって、「別紙物件目録1記載のウェブサイト（当該ウェブサイト）における別紙物件目録2記載のソフトウェア（再生ソフトR）及び別紙物件目録3記載の文章（本件書込み）の自動公衆送信又は送信可能化をしてはならない。」との差止命令（112条1項）が認められると考える。
- 再生ソフトRはQ以外の動画に適用することもできる。しかしながら、再生ソフトRには合法的な利用態様が見受けられない。そのため、侵害予防措置として再生ソフトRの削除を請求する（112条2項）ことについても、必要性和相当性が認められると考える。
- 著作者Aが世間の笑いものになったという結果に鑑みると、謝罪広告は、名誉回復措置（115条）として必要かつ相当と認められる。
- 自ら改変行為を煽ったプログラマーCに侵害の故意があることは明らかである。
- よって、損害賠償請求に加えて、名誉回復措置（謝罪広告）の請求が認められる。